単　　価　　表

名　　称	形状寸法	単位呼称	単　　価	摘　　要

【注意】消費税の取り扱いについて
１　消費税額が含まれない価格の物品等は、消費税額を除いた単価を単価表に記入し、摘要欄に「消費税及び地方消費税抜き」と記載すること。この場合の消費税額相当分は、支払い期ごとの出来高の税率とし、支払い期ごとに支払うものとする。
２　税法の改正により「消費税及び地方消費税」の税率が変動した場合における「消費税及び地方消費税」の計算は、変動後の税率の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。
３　消費税額を含んで価格が設定されている物品等は、消費税額を含んだ単価を単価表に記入し、摘要欄に「消費税及び地方消費税〇〇円込み」と記載すること。